



年末調整や確定申告には 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を

国民年金保険料は社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、毎年1月1日から12月31日までの間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料の額を照明する書類の添付等が必要です。

毎年11月上旬に送付

このため、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が、社会保険庁から毎年11月上旬に送付されます。

証明内容は、本年1月から10月1日までの間に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。

2月上旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月2日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

国民年金保険料は世帯で連帯して納付

国民年金保険料は、被保険者本人だけではなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合、ご家族分の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」も申告する方の申告書に添付等する必要があります。

お問い合わせは、最寄りの社会保険事務所(全国312カ所)をご利用願います。

※社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

仙北市の医療費(8月診療分)

●国 保

世帯数	5, 373戸
被保険者数	10, 261人
総医療費	16, 355万0千円
1人あたり医療費	15, 939円

●福祉医療

受給者	3, 335人
個人負担への助成額	1, 537万3千円
1人あたり助成額	4, 609円

●後期高齢者医療被保険者数

10月1日現在	5, 512人
---------	---------